

## 令和7年11月秋田市議会定例会追加提出予定案件

件 名	説 明																																
<b>「条例案」 4件</b> 1 秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	<p>○改正理由 一般職の職員の給料月額、通勤手当および宿日直手当の支給限度額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合を改定すること等とするため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全給料表を改定し、給料月額を引き上げる。</li> <li>2 通勤のため自動車等を使用する職員に係る通勤手当の支給限度額を引き上げる。</li> <li>3 駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額を支給することとする。</li> <li>4 宿日直手当の支給限度額を引き上げる。</li> <li>5 期末手当および勤勉手当の支給割合を次のように改める。</li> </ol> <p>(1) 令和7年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">6月期</th><th style="text-align: center;">12月期</th><th style="text-align: center;">合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>1.250月 (1.250月)</td><td>1.275月 (1.250月)</td><td>2.525月 (2.500月)</td></tr> <tr> <td>勤勉手当</td><td>1.050月 (1.050月)</td><td>1.075月 (1.050月)</td><td>2.125月 (2.100月)</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>2.300月 (2.300月)</td><td>2.350月 (2.300月)</td><td>4.650月 (4.600月)</td></tr> </tbody> </table> <p>注 ( ) は現行。なお、定年前再任用短時間勤務職員等についても引上げを実施</p> <p>(2) 令和8年度以後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">6月期</th><th style="text-align: center;">12月期</th><th style="text-align: center;">合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>1.2625月 (1.250月)</td><td>1.2625月 (1.275月)</td><td>2.525月 (2.525月)</td></tr> <tr> <td>勤勉手当</td><td>1.0625月 (1.050月)</td><td>1.0625月 (1.075月)</td><td>2.125月 (2.125月)</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>2.3250月 (2.300月)</td><td>2.3250月 (2.350月)</td><td>4.650月 (4.650月)</td></tr> </tbody> </table> <p>注 ( ) は(1)の改正後。なお、定年前再任用短時間勤務職員等についても改定を実施</p> <p style="text-align: center;">○施行期日等 公布の日から。ただし、3および5の(2)は令和8年4月1日から。 1、2および4は令和7年4月1日から、</p>	区 分	6月期	12月期	合 計	期末手当	1.250月 (1.250月)	1.275月 (1.250月)	2.525月 (2.500月)	勤勉手当	1.050月 (1.050月)	1.075月 (1.050月)	2.125月 (2.100月)	合 計	2.300月 (2.300月)	2.350月 (2.300月)	4.650月 (4.600月)	区 分	6月期	12月期	合 計	期末手当	1.2625月 (1.250月)	1.2625月 (1.275月)	2.525月 (2.525月)	勤勉手当	1.0625月 (1.050月)	1.0625月 (1.075月)	2.125月 (2.125月)	合 計	2.3250月 (2.300月)	2.3250月 (2.350月)	4.650月 (4.650月)
区 分	6月期	12月期	合 計																														
期末手当	1.250月 (1.250月)	1.275月 (1.250月)	2.525月 (2.500月)																														
勤勉手当	1.050月 (1.050月)	1.075月 (1.050月)	2.125月 (2.100月)																														
合 計	2.300月 (2.300月)	2.350月 (2.300月)	4.650月 (4.600月)																														
区 分	6月期	12月期	合 計																														
期末手当	1.2625月 (1.250月)	1.2625月 (1.275月)	2.525月 (2.525月)																														
勤勉手当	1.0625月 (1.050月)	1.0625月 (1.075月)	2.125月 (2.125月)																														
合 計	2.3250月 (2.300月)	2.3250月 (2.350月)	4.650月 (4.650月)																														

		5の(1)は同年12月1日から適用する。 その他給与改定に伴う所要の調整を行う。								
2	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの								
	○改正要旨 期末手当の支給割合を次のように改める。									
	(1) 令和7年度									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>6月期</th><th>12月期</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>1.700月(1.700月)</td><td>1.750月(1.700月)</td><td>3.450月(3.400月)</td></tr> </tbody> </table>	区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.700月(1.700月)	1.750月(1.700月)	3.450月(3.400月)
区分	6月期	12月期	合計							
期末手当	1.700月(1.700月)	1.750月(1.700月)	3.450月(3.400月)							
		注 ( ) は現行								
	(2) 令和8年度以後									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>6月期</th><th>12月期</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>1.725月(1.700月)</td><td>1.725月(1.750月)</td><td>3.450月(3.450月)</td></tr> </tbody> </table>	区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.725月(1.700月)	1.725月(1.750月)	3.450月(3.450月)
区分	6月期	12月期	合計							
期末手当	1.725月(1.700月)	1.725月(1.750月)	3.450月(3.450月)							
		注 ( ) は(1)の改正後								
		○施行期日等 公布の日から。ただし、(2)は令和8年4月1日から。 (1)は、令和7年12月1日から適用する。 その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。								
3	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの								
	○改正要旨 期末手当の支給割合を次のように改める。									
	(1) 令和7年度									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>6月期</th><th>12月期</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>1.700月(1.700月)</td><td>1.750月(1.700月)</td><td>3.450月(3.400月)</td></tr> </tbody> </table>	区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.700月(1.700月)	1.750月(1.700月)	3.450月(3.400月)
区分	6月期	12月期	合計							
期末手当	1.700月(1.700月)	1.750月(1.700月)	3.450月(3.400月)							
		注 ( ) は現行								
	(2) 令和8年度以後									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>6月期</th><th>12月期</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>1.725月(1.700月)</td><td>1.725月(1.750月)</td><td>3.450月(3.450月)</td></tr> </tbody> </table>	区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.725月(1.700月)	1.725月(1.750月)	3.450月(3.450月)
区分	6月期	12月期	合計							
期末手当	1.725月(1.700月)	1.725月(1.750月)	3.450月(3.450月)							
		注 ( ) は(1)の改正後								
		○施行期日等 公布の日から。ただし、(2)は令和8年4月1日から。								

		(1)は、令和7年12月1日から適用する。 その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。								
4	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの ○改正要旨 期末手当の支給割合を次のように改める。 (1) 令和7年度								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>6月期</th><th>12月期</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>1.675月 (1.675月)</td><td>1.750月 (1.700月)</td><td>3.425月 (3.375月)</td></tr> </tbody> </table> 注 ( ) は現行	区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.675月 (1.675月)	1.750月 (1.700月)	3.425月 (3.375月)
区分	6月期	12月期	合計							
期末手当	1.675月 (1.675月)	1.750月 (1.700月)	3.425月 (3.375月)							
		(2) 令和8年度以後								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>6月期</th><th>12月期</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td><td>1.700月 (1.675月)</td><td>1.725月 (1.750月)</td><td>3.425月 (3.425月)</td></tr> </tbody> </table> 注 ( ) は(1)の改正後	区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.700月 (1.675月)	1.725月 (1.750月)	3.425月 (3.425月)
区分	6月期	12月期	合計							
期末手当	1.700月 (1.675月)	1.725月 (1.750月)	3.425月 (3.425月)							
		○施行期日等 公布の日から。ただし、(2)は令和8年4月1日から。 (1)は、令和7年12月1日から適用する。 その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。								
	<b>「予算案」 2件</b>									
5	令和7年度秋田市一般会計補正予算 (第5号) の件	○資料別紙								
6	令和7年度秋田市市有林会計補正予算 (第1号) の件									